

学校選択制 FAQ（よくあるお問合せ）1

Q 浪速区で学校選択制を導入した目的は何ですか？

A 浪速区では、通学する学校を選択できるという、子どもや保護者の権利を拡大するとともに、子どもや保護者が意見を述べ、学校を選択することにより、子どもや保護者が学校教育に深い関心を持ち、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりが進み、学校の教育力が向上することを目的に学校選択制を導入しています。



Q 希望した学校へは必ず入学できますか？

A 通学区域の学校へは、必ず入学できます。通学区域外の学校については、学校ごとに通学区域外からの受入できる人数が決まっていますので、希望者が多く、その人数を超えた場合は抽選になります。

Q どの学校でも自由に選択できますか？

A 浪速区内のすべての小学校・中学校及び小中一貫校から選択することができます。

○希望できる学校

浪速区内市立小学校… 栄小学校、難波元町小学校、大国小学校、敷津小学校、
塩草立葉小学校、浪速小学校（日本橋小中一貫校）
浪速区内市立中学校… 難波中学校、日本橋中学校（日本橋小中一貫校）、木津中学校
小中一貫校…………… 日本橋小中一貫校（浪速区）、やたなか小中一貫校（東住吉区）、
小中一貫校むくのき学園（東淀川区）、
いまみや小中一貫校（西成区）、
咲洲みなみ小中一貫校（住之江区）中之島小中一貫校（北区）

※西区の日吉小学校・堀江中学校が通学区域の住所地（幸町1丁目～3丁目）に居住している就学予定の方は、**通学区域校（日吉小・堀江中）を除き、西区内の他の小学校・中学校の希望はできません**ので、ご注意ください。

Q 住所地の通学区域校を希望する場合、希望調査票の提出は必要ですか？

A 希望調査票は、全ての方に提出をお願いしています。希望調査票には、「1 通学区域の学校への就学を希望する。」に○をつけて提出してください。

Q 国立・私立・特別支援学校等を希望している場合でも、希望調査票の提出は必要ですか？

A 国立・私立・特別支援学校等を希望している場合でも、結果によって、本市の学校選択制を利用することになる場合には、希望調査票の学校選択制希望欄に希望する学校名を記載する必要があります。なお、記載がない場合につきましては、お住まいの通学区域の学校が希望選択校として指定されることになります。**国立・私立学校・特別支援学校等への就学が決定した場合は、すみやかに区役所窓口サービス課（住民情報）まで届出を行ってください。**

Q 希望調査票を出さなかった場合はどうなりますか？

A 自動的に通学区域の学校を選択したものとみなします。
ただし、希望調査票の提出は、令和9年度に、小学校新1年生・中学校新1年生となる全員が対象ですので、必ず提出していただきますよう、お願いします。

